公益財団法人日本野球連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.jaba.or.jp/

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	・第２期中期基本計画案が2025年度第２回定時理事会で承認され、2026年3月に公表した。	・第２期中期基本計画 ・2025年度第２回定時理事会議事録
2	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（2）組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	・上記中期基本計画の策定と並行して進めてきた「人材の採用及び育成に関する計画」案が2025年度第２回定時理事会で承認され、2026年3月に公表した。	・人材の採用及び育成に関する計画 ・2025年度第２回定時理事会議事録 ・日本野球連盟事務局職員名
3	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（3）財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	・財務の健全性計画案が2025年度第2回定時理事会で承認され、2026年3月に公表した。	・財務の健全性確保に関する計画 ・2025年度第2回定時理事会議事録
4	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	・2025年5月役員改選時に、理事総数が20名から22名に増加。外部理事は８名で割合は36%となった。また女性理事が２名増えて計４名となり、割合は18%となった。 ・ 外部理事については、目標割合を達成済であるが、女性理事の割合は目標割合に届かない状況である。 ・割合が低い要因として、現行の定款施行細則第3条の定め（加盟団体より9名以内、理事会が推薦する学識経験者13名以内、計最大22名）により加盟団体からの推薦については現状女性理事推薦の定めもなく女性理事の目標達成が厳しい状況にある。 ・女性理事の目標達成に向けた具体的な方策を2023年度4月定時理事会において議論し、以下の結論を出した。 １．理事総数を増やすことなく（現状定数17名以上22名以下）、各地区連盟選出理事に女性を含めることにより、女性理事割合40%以上を目指す。 ２．目標達成に向けた具体的スケジュール （１）各地区連盟における女性理事を2024年度各地区連盟の総会（理事会等）までに1名以上を選出する。 （２）目標達成時期は、2027年評議員会（役員改選）とし、地区連盟選出理事と理事会推薦理事の合計で女性理事割合40%以上とすることが承認された。 ・さらに2026年度第1回臨時理事会において、改めて目標達成の具体的スケジュールについて議論し、以下の結論を出した。 （１）2027年度第1回定時評議員会において、理事会推薦女性理事４名、地区連盟選出女性理事５名の計９名を選出（達成率40・９%） （２）2031年度第1回定時評議員会において、理事会推薦女性理事５名、地区連盟選出女性理事４名の計９名を選出（達成率40・９%） ※上記（１）地区連盟選出理事５名の５地区については2026年度第２回臨時理事会で決定する。 ・2026年度第1回臨時理事会後、地区連盟からの女性理事選出について調整を行ったが、選出が困難であったため、達成時期の目標の変更を2026年度第2回臨時理事会において議論し、具体的なスケジュールについては以下の結論を出した。 （１）2027年第1回定時評議員会において理事会推薦女性理事４名、地区連盟選出女性理事３名の計７名を選出（達成率31・８%）。 （２）2029年第1回定時評議員会において理事会推薦女性理事４名、地区連盟選出女性理事６名の計10名を選出（達成率45・５%）。 （３）2031年第1回定時評議員会において理事会推薦女性理事４名、地区連盟選出女性理事６名の計10名を選出（達成率45・５%）。 地区連盟選出理事の任期は２期４年以上とすることを検討する。	・2026年度第2回臨時理事会議事録
5	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	・2025年５月に評議員選任を行い、外部評議員の割合は約34･2%（12名）である。また女性評議員は４名で約11･4%である。 ・外部評議員の割合については、評議員総数を踏まえ適切に設定していると思われるが、女性評議員については前回の役員改選で初めての選任（2名）となり、今回の選任で新たに２名が加わった。定款施行細則第2条の定め（加盟団体より23名以上25名以内、理事会が推薦する学識経験者7名以上10名以内、最大35名）に女性に関する定めがなく、このことが女性評議員の実績に結びつかない要因となっている。 ・女性評議員４０%達成するための具体的な方策 （１）女性評議員目標数（目標割合４０%） ・評議員現在数　　３５名（内訳：加盟団体推薦２５名、理事会推薦１０名） ・女性評議員目標数　１４名（40.0%） （２）女性評議員割合４０%以上へ向けた選出案 ・加盟団体推薦評議員数（２５名）に対し１０名（40%）以上。 ⇒複数名を推薦する地区連盟は女性１名以上を推薦する。 ・理事会推薦評議員数（１０名）に対し４名（40%）以上 ⇒関係企業に対し女性評議員の推薦をお願いする。 ※（　）内の各推薦評議員数は、定款施行細則第2条に定める推薦人数の上限。 （３）目標達成時期 2029年5月に行う役員改選時を目標とする。	・定款施行細則第3条（理事候補者の推薦） ・2025年度公益財団法人日本野球連盟　役員等一覧 ・2025年度第1回定時評議員会議事録

6	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（1）組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	・「アスリート委員会」を設置していなかったため、2021年度第2回定時理事会の承認を得て、競技力向上委員会の名称を変更し、「アスリート委員会」として新たにスタートした。尚、新規程には、国際大会等に参加する選手の選考基準やアスリートの権利利益の保護に関係する条文を追加した。	・アスリート委員会規程 ・2021年度第2回定時理事会議事録
7	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（2）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	・現状、22名で理事会を構成している。 ・当連盟では、機関決定を迅速に行うため、７つの委員会（①企画広報委員会②事業委員会③コンプライアンス委員会④アスリート委員会⑤クラブ野球活性化委員会⑥規則・審判委員会⑦アナウンス委員会）があり、各委員会には理事を配置している。	・企画広報委員会規程 ・コンプライアンス委員会規程 ・アスリート委員会規程 ・クラブ野球活性化委員会規程
8	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	・現状、定款第33条において、代表理事（会長）を除く役員（理事・監事）は、役員就任時においてその年齢が満70歳未満としている。また、任期期間中において満70歳に達した場合であっても、その任期期間は役員として在任することができる。 ・外部理事の代表理事は定年制を適用しないことができる。	１８．定款第33条（役員の任期及び定年）

9	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	・10年超に関する再任のルール、規約、規程がなかったため2020年度第5回臨時理事会（12月）において理事の在任期間並びに激変緩和措置の適用に関する方向性を定めた。理事の在任期間は「連続して5期または10年を超えてはならない」とし、2021年役員改選から適用している。尚、2021年5月定時評議員会において定款を改正した。 ・連続して5期または10年に達した者が再び選任されるまでに必要な経過期間（少なくとも任期２期分）については、2025年12月の書面による第1回臨時評議員会において定款33条第2項に下記の内容の項目を挿入することを承認した。 ▽定款第33条第2項 ２　前項、ただし書きによる再任期間を満了した者については、満了後４年以上経過した時点で再び理事候補者となることができる。 【例外措置】（理事の在任期間が10年に達する場合であっても、以下のア）又はイ）のいずれかに該当すると認められる場合、当該理事が10年を超えて存在する（1期又は2期）ことが考えられる。 ア）当該理事がＩＦの役職者である場合 イ）当該理事の実績を鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上を始めとする中長期計画基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事を務めること	・定款第33条（役員の任期及び定年） ・理事・監事名簿（在任期間記載） ・2020年度第5回臨時理事会議事録 ・2021年度第1回定時評議員会 ・2025年度第1回臨時評議員会議事録
			【例外措置または小規模団体配慮措置】 ・適用なし。	
10	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	・2025年度５月定時評議員会において任期満了による役員改選が行われたが、2024年度２月定時理事会で「理事会推薦役員等候補者選考委員会」を設置し、委員には、理事２名、非理事（有識者・評議員・監事）３名を選任した。	・「役員等候補者選考委員会の設置及び委員の選任」 ・2024年度第２回定時理事会議事録
11	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	・各種規程等を整備している。	・定款 ・事務局規程 ・加盟団体規程 ・事務局職員就業規則（服務規程を含む） ・登録規程
12	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	・各種規程等を整備している。	・定款 ・事務局規程 ・加盟団体規程 ・事務局職員就業規則（服務規程を含む） ・登録規程
13	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	・各種規程等を整備している。	・事務局規程 ・経理規程 ・個人情報保護方針 ・個人情報保護規程 ・個人情報の保護に関する監査規程
14	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	・常勤役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程、旅費（役職員）規程及び事務局職員の給与規程等、各種規程を整備している。また、2022年度２月定時理事会において規程の一部改正並びに制定を行った。 １．改正 ①事務局職員就業規則（有期フルタイム契約職員就業規則を含む） ②事務局職員給与規程 ③定年後における継続雇用に関する規程 ④処分基準ガイドライン ２．制定 （１）規程 ①人事考課規程（能力評定シート、業績評価シートを含む） ②在宅勤務規程 ③介護休業規程 ④育児休業規程 ⑤ハラスメント防止規程 （２）協定書 ① フレックスタイム制に関する協定書 ② 育児休業等及び介護休業等の適用除外者の範囲等に関する協定書 ③ 賃金控除に関する協定書 ④一斉休憩の適用除外に関する協定書 （３）内部規則 ①降格手続に関する内部規則 ②永年勤続表彰に関する内部規則 ③中途採用の初任給決定方法に関する内部規則 ④定年後における継続雇用に関する内部規則	・事務局職員就業規則 ・事務局職員給与規程 ・定年後における継続雇用に関する規程 ・処分基準ガイドライン ・人事考課規程 ・在宅勤務規程 ・介護休業規程 ・育児休業規程 ・ハラスント防止規程 ・常勤役員の報酬並びに役員等の費用に関する規程 ・定款第17条（評議員に対する報酬等） ・2022年度第２回定時理事会議事録
15	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	・定款第3章において、当連盟の財産及び会計について定めている他、各種規程を整備している。	・定款第３章（財産及び会計） ・経理規程 ・契約処理規程 ・契約基準要領 ・事務処理規程

16	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	・登録規程において役員・加盟チーム及び競技者登録手続等に関する規則を定めている。ただし、加盟チームの新規加盟金及び年負担金、役員及び競技者の登録料は、毎年2月定時理事会において決定することとしている。	・登録規程
17	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（3）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	・代表選手の公平かつ合理的な選考並びに選手の権利保護に関する条文をアスリート委員会規程に追加した。尚、アスリート委員会は、2021年度第2回定時理事会の承認を得て、競技力向上委員会の名称を変更し、「アスリート委員会」として新たにスタートした。	・アスリート委員会規程 ・2021年度第2回定時理事会議事録
18	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（4）審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	・審判員の公平かつ合理的な選考に関する条文を2021年度第2回定時理事会の承認を得て規則・審判委員会規程に追加した。	・規則・審判委員会規程 ・2021年度第2回定時理事会議事録
19	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（5）相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	・法律相談の全般として、法律事務所と顧問契約をし、コンプライアンス案件を含め、いつでも相談できる体制を整ている。 ・財務会計部門において、監査法人との監査契約を締結し、定期的な財務・税務等の専門的な監査・助言を受けるとともに、いつでも相談できる体制を整えている。	・弁護士顧問契約書 （写） ・公認会計士監査契約書（写）
20	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（1）コンプライアンス委員会を設置し運営すること	・当連盟は定款第４７条に基づきコンプライアンス委員会を設置し、年１回定期的に開催している。 ・コンプライアンスの構成委員に女性委員２名を配置している。 ・コンプライアンス規程においてコンプライアンス委員の役割を明確に定められている。 ・2026年2月に開催した「コンプライアンス委員会」において、コンプライアンスの相談受付状況について説明を行った。	・コンプライアンス委員会規程 ・日本野球連盟役員等一覧 ・2026年2月コンプライアンス委員会会議録
21	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（2）コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	・コンプライアンス委員会には弁護士が含まれている。	・日本野球連盟役員等一覧
22	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（1）NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・当連盟は、2014年7月「日本野球連盟コンプライアンス指針」を制定、役員・指導者・選手を含め他全ての競技関係者に対する行動規範を制定し、競技力の向上と野球競技の更なる発展に寄与できるよう努力している。 ・2026年1月コンプライアンス教育を実施 ①対象者：役職員 ②実施方法：YouTube視聴（11分48秒） ③内容(テーマ）：「スポーツ団体におけるハラスメントの防止に向けて」 講師：畑中淳子弁護士 制作：独立行政法人　日本スポーツ振興センター（JSC）	・日本野球連盟コンプライアンス指針
23	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	・当連盟は、2014年7月「日本野球連盟コンプラアイアンス指針」を制定、役員・指導者・選手を含め他全ての競技関係者に対する行動規範を制定し、競技力の向上と野球競技の更なる発展に寄与できるよう努力している。 ・2026年1月コンプライアンス教育を実施。 ①対象者：加盟チームの監督、コーチ・マネージャー、選手 ②実施方法：YouTube視聴 ③内容（テーマ）：「ハラスメントを理解する」（14分41秒） 講師：畑中淳子弁護士 制作：独立行政法人　日本スポーツ振興センター（JSC）	・日本野球連盟コンプライアンス指針
24	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（3）審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・当連盟は、2014年7月「日本野球連盟コンプラアイアンス指針」を制定、役員・指導者・選手を含め他全ての競技関係者に対する行動規範を制定し、競技力の向上と野球競技の更なる発展に寄与できるよう努力している。 ・2026年1月コンプライアンス教育を実施。 ①対象者：規則・審判委員 ②実施方法：YouTube視聴 ③内容（テーマ）： ・スポーツマンシップを学ぶ意義を考える（約5分） ・審判に求められるスポーツマンシップ（約6分20秒） ・事例からスポーツマンシップを考える（約15分30秒）	・日本野球連盟コンプライアンス指針
25	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（1）法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	・弁護士、税理士、公認会計士からの日常的なサポートを受けられる体制は整備されている。 ・組織運営において定期的にその適否について検証を行っている。	・定款 ・弁護士顧問契約書 ・税理士業務顧問契約書 ・公認会計士監査契約書

26	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	・会計の関する取引を正確かつ迅速に処理する等、公正妥当と認められる公益財団法人会計の基準に基づき業務を行っている。 ・当連盟には、専門性を有する監事を選任し、業務の適正性の確保に関する監査報告を受けている。 ・財務・経理において、法令及び経理規程に則った処理が行われているか、独立監査人による監査報告を受けている。	・定款 ・経理規程 ・特定費用準備金資金等取扱規程 ・独立監査人の監査報告書（2025年度） ・監事による監査報告書（2025年度）
27	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（3）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	・JOC選手強化交付金及びJOC選手強化補助金申請は、上部団体のBFJ（全日本野球協会）が行っており、国際試合等への直接派遣は同協会が行っている。 ・当連盟は、毎年日本スポーツ振興センター、スポーツ振興くじ助成を受けているが、同センター作成の募集の手引に則り申請を行っている。尚、助成金を受けるにあたっては、所定の手続きを遵守している。	・スポーツ振興くじ助成金「募集の手引き」
28	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（1）財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	・法令上求められている決算報告書（貸借対照表、貸借対照表内訳表、正味財産増減計算書、正味財産増減計算書内訳表、財務諸表に対する注記、付属明細書、財産目録、正味財産予算実績表）、事業計画実施報告書、事業計画書、予算書、定款、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程、役員名簿、評議員名簿、理事会議事録概要をHPで公開している。また、これらの書類は事務所内に保存している。	・JABAホームページ https://www.jaba.or.jp/
29	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	国際大会等に参加する日本代表選手の選考基準については、アスリート委員会規程に定められており、事前に開示することとしている。	・アスリート委員会規程
30	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	・HPで公開中である。	・ＪＡＢＡホームページ https://www.jaba.or.jp/
31	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（1）役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	・経理規程及び契約規程に基づき適正に処理してきており、利益相反が疑われるような事案については、個別判断をしてきた。 ・利益相反管理規程については、2021年度第2回定時理事会で承認され、適切に運用している。	・経理規程 ・契約処理規程 ・利益相反管理規程 ・2021年度第2回定時理事会議事録
32	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（2）利益相反ポリシーを作成すること	・利益相反管理規程については、2021年度第2回定時理事会で承認され、適切に運用している。	・利益相反管理規程 ・2021年度第2回定時理事会議事録
33	［原則9］通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	・コンプライアンス相談窓口制度を制定し、コンプライアンスに関する受付窓口を設置している。 ・相談窓口は、当連盟の他全国9か所に設置してしていたが、迅速且つ確実に当連盟に届くよう窓口を当連盟に集約した。所在、FAX番号、メールアドレズをHP上で公開している。尚、改正にあたっては、2022年2月コンプライアンス委員会で議論し、2022年度第1回定時理事会で承認された。 ・同制度の第8項では、相談者等の保護として、相談に対する不利益な取り扱いを禁止している。 ・同制度の第9項では、個人情報の保護として、相談内容の守秘義務を定めている。	・コンプライアンスに関する受付窓口の設置について（コンプライアンス相談窓口制度） ・2022年度第1回定時理事会議事録
34	［原則9］通報制度を構築すべきである	（2） 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	・2024年2月処分基準ガイドラインを改定、対象者の範囲を拡大した。従来の対象者に加盟チーム及び加盟団体を追加した。 ・日本代表選手を派遣するBFJ（全日本野球協会）では、日本代表選手行動規範を策定し、行動規範があった場合の処分及び懲罰に関する規則を制定している。 ・通報制度の「運用体制」自体に関して有識者（弁護士）を入れて整備している。	・処分基準ガイドライン ・日本代表選手行動規範(BFJコンプライアンス委員会) ・倫理審査室規程 ・2023年度第2回定時理事会議事録
35	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（1）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの　手続を定め、周知すること	・役員（理事・監事）については、定款34条において職務上の義務違反や心身の故障のため職務執行に支障がある場合は、評議員会の決議によって解任できることとしている。 ・役職員・委員、職員、競技者及び審判その他加盟団体の役員等に対する懲戒の種類、手続き等は、処分基準ガイドラインに定められている。　（2024.2改定） ・加盟団体においては、加盟団体規程第11条に遵守すべき事項を定め、第19条に処分内容を定めている。　（2024.2改定） ・職員については、事務局職員就業規則第74条に懲戒に関する処分内容を定めている。（2023.3改定） ・不服申立については、登録規程第51条に当連盟が決定する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構に行い、「スポーツ仲裁機規則」に従い、仲裁により解決されるものとしている。 ・2021年度第2回定時理事会において「処分決定に関する不服申立に関する規則」を制定した。	・定款 ・事務局職員就業規則 ・処分基準ガイドライン ・加盟団体規程 ・登録規程 ・処分決定に関する不服申立に関する規則 ・2021年度第2回定時理事会議事録 ・2022年度第2回定時理事会議事録 ・ 2023年度第2回定時理事会議事録
36	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（2） 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	・処分審査を行う倫理審査室には、中立性、専門性を有する弁護士が含まれている。	・倫理審査室規程 ・日本野球連盟役員等一覧

37	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（1）NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	・加盟団体規程第20条（不服申立）において、日本スポーツ仲裁機構に対して不服申し立てを行い、同機構が定める規則に基づく仲裁により解決すると定めている。 ・登録規程第52条において、当連盟の全てにおける決定に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構に対して行い、同機構が定める規則に基づく仲裁により解決すると定めている。 ・「処分決定に対する不服申立に関する規則」では、不服申立は、申立人が本連盟の処分決定を受けた日から、6ヶ月以内に行わなければならないと定めている。 ・不服申し立てについては、日本スポーツ仲裁機構のHPにおいても自動応諾条項の採択団体として掲載されている。	・加盟団体規程 ・登録規程 ・日本スポーツ仲裁機構HP ・処分決定に対する不服申立に関する規則
38	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（2）スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	・処分対象者に対して、日本スポーツ仲裁機構の利用が可能であることを「処分決定に対する不服申立に関する規則」に基づき都度説明を行うことしている。	・処分決定に対する不服申立に関する規則
39	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（1）有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	・2021年度第2回定時理事会において「危機管理規程」を制定した。	・危機管理規程 ・2021年度第2回定時理事会議事録
40	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（2）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	2025年度中は倫理審査室を開催する事案は発生しなかった。	・倫理審査室規程 ・日本野球連盟役員等一覧 ・「指導強化の徹底」通知文
41	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	・過去 5 年間において、不祥事に伴う外部調査委員会は設置していない。	
42	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	・各地区連盟及び加盟地方団体（以下「各連盟」という）に対するガバナンス強化の方向性（取り組み）について検討してきた結果、2022年度2月定時理事会において以下の内容について承認された。 （1）理事の定年制及び在任期間の制定 ① 定年制 70歳を定年とするが、会長職は適用除外とする。 ただし、各連盟の事情等が異なるため「原則扱い」とする。 ②在任期間 連続して10年を超えてはならない。 ただし、各連盟の事情等が異なるため「原則扱い」とする。 （2）外部理事及び女性理事の登用 組織の構成等における多様性の確保を図ることが目的であり積極的な登用を行う（努力義務）。 （3）監事の選任 監事の役割は極めて重要であり、理事の職務の執行を監査すると共に監査報告　書を作成することとなっている。選任にあたっては、複数名（2名以上）を選任することが望ましい。 （4）内規の策定又は改正 上記（1）乃至（4）の内容を踏まえ、未整備の連盟は速やかに内規を策定すると同時に既に制定している連盟は見直しを行い、必要に応じて改正する。 （5）体制の構築（実施時期） 直近の役員改選時期が望ましいが、内規の策定が間に合わないようであれば、次の改選時期に合わせる。 （6）「役員候補者選考委員会」等による選考 透明性のある選考を目的に「役員候補者選考委員会」等を設置し、候補者の選考にあたる。 （7）役員等の兼務解消（該当連盟） それぞれの役割が異なるため兼務の解消を図るもの。 理事と監事　②理事と評議員　③評議員と監事	・加盟団体規程 ・登録規程 ・日本スポーツ仲裁機構HP ・2022年度第2回定時理事会議事録

43	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	・毎年開催される都市対抗野球大会期間中に地区連盟会長懇談会を開催し、本連盟の運営状況や取り組み内容について説明を行うと同時に各地区連盟会長から意見や要望を受入れる等情報の共有に努めている。尚、2026年度は8月28日（金）に開催した。	・2026年度地区連盟会長懇談会会議録